

十日町市立水沢小学校いじめ防止基本方針

はじめに

この「十日町市立水沢小学校いじめ防止基本方針（以下「水沢小基本方針」という。）」は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号以下「法」という。）第13条の規定に基づき、当校におけるいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために策定するものである。

なお、新潟県いじめ等の対策に関わる条例（令和2年12月25日施行以下「条例」という。）に基づき、いじめ類似行為に対する対策を含めたものとする。

「いじめ」の定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

「いじめ類似行為」とは

例えば、SNS等で悪口を書き込まれたことについて、書かれた本人が知らないとしても、その行為を本人が知った時に、いやな思いをする可能性が高い場合

この場合も、いじめと同様に扱い、「いじめ類似行為」を行った児童生徒に対して、学校は保護者などと連携しながら指導を行います。なお、まだ「いじめ」に気付いていない児童生徒に、そのことを伝えるかどうかは、保護者と学校が相談して決める必要があります。「いじめ類似行為」が加わったのは、インターネット等を介して見付けにくくなったいじめを見逃さないようにすることがねらいです。

1 いじめの防止等のための基本的な方向

（1）いじめに対する基本的な考え方

いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる可能性があることを踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、すべての児童に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促していくことが必要である。そのために、学校は組織として、いじめの未然防止、早期発見、即時対応の具体的な対策を計画的・継続的に行わなくてはならない。また、いじめ問題の重要性について、家庭、地域へも認識を広め、学校を含めた三者が一体となって取り組んでいく。

（2）いじめ防止等のための取組方針

- ①いじめの防止等の取組を、いじめの未然防止、早期発見、即時対応を柱として、計画的かつ迅速に行なう。
- ②いじめの防止等に関する取組の年間計画を作成する。
- ③各種アンケート等（学校生活、授業、行事等）により、学校の実態を把握するとともに、いじめ防止の取組について定期的に評価し、取組の見直しと改善を図る。
- ④校内研修等において、学校いじめ防止基本方針に対する職員の共通理解を図るとともに、いじめに対する意識啓発と、いじめ防止等の取組に対する資質を向上させる。
- ⑤保護者・地域住民に、学校のいじめの防止等の取組について、理解と協力を得るため、広報と意識啓発を行う。

(3) いじめ防止等の対策のための組織の設置および取組

①設置の目的

法の第22条を受け、本校には、いじめの防止等に関する措置を実効的に行なうための組織（以下「組織」という。）として、「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。

②構成員

校長、教頭、教務主任、生活指導主任、養護教諭、必要に応じて本校の教職員や外部関係者

③役割

ア 水沢小基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割。

イ いじめの相談・通報の窓口としての役割。

ウ いじめに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割。

エ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、当該情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割。

オ 未然防止のためにいじめが起きにくい環境・いじめを許さない環境をつくる役割。

(4) 学区小学校、家庭・地域との連携

①学区小学校と連携したいじめ防止等の取組の推進

ア 小中合同の絆交流（いじめ見逃しゼロスクール集会）、あいさつ交流を実施し、活動を通して児童の自己有用感を高める。

イ 水沢中学校区教職員協議会を組織し、中学校区の教職員の共通理解を図り、小中一貫した心の教育の充実に向けた取組を進める。

②保護者への意識啓発（法における保護者の責務等 第9条）

ア 保護者会等において、いじめ防止等に関する保護者の責務（条例第8条）と水沢中基本方針と具体的な取組について伝え、意識啓発を行う。

第8条保護者は、基本理念にのっとり、いじめ等の対策、インターネットを通じて送信される情報の特性等について自ら学び、その保護する児童等がいじめ等を行うことのないよう、当該児童等に対し、他者を思いやる意識の醸成を図るとともに、規範意識を養うための教育その他の必要な教育を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、基本理念にのっとり、その保護する児童等がいじめを受けた場合は、適切に当該児童等をいじめから保護するとともに、その保護する児童等が在籍する学校でいじめ等があった場合は、いじめ等の事実に向き合い、解決に向けて協力するものとする。

3 保護者は、県、市町村、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめ等の対策に協力するものとする。

イ 人権に関する学習や絆交流の参観、PTAと連携したあいさつ交流を行う。

③地域との連携

ア 水沢地区明るい子どもを育てる会による地域と連携した活動（あいさつ総会、絆交流等）を行う。

④学校の各種たよりやホームページを活用した情報発信

(5) 関係機関（警察、児童相談所、市教育委員会、民生児童委員、育成委員等）との連携

【特に警察との連携について】

いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難である場合において、その生徒の行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取る。いじめ事案の中でも、特に、いじめられている児童生徒の生命又は身体の安全が脅かされているような場合には、直ちに

警察に通報する。また、児童ポルノ関連を含めインターネット上のいじめなど、犯罪行為として取り扱われるべき事案は、匿名性が高く、拡散しやすい等の性質のため一刻を争う事態も生じることから、被害生徒及び保護者に対してより丁寧な情報共有を徹底して警察への相談・通報が直ちに行われるよう努める。

2 いじめ防止等のための具体的な取組

(1) いじめの未然防止のための取組

①条例第9条「児童等の役割」の児童への周知、並びにそれに基づく継続的な指導

第9条児童等は、基本理念にのっとり、自らを大切にし、一人一人の違いを理解し、及び互いを尊重するとともに、その発達段階に応じて、インターネットを通じて送信される情報の特性に対する理解を深めるよう努めるものとする。

2 児童等は、基本理念にのっとり、いじめ等を発見した場合又はいじめ等が行われている疑いがあると思われる場合は、傍観することなく学校及び学校の教職員、保護者その他の関係者に相談するように努めるものとする。

②道徳教育、並びに人権教育、同和教育、情報モラルに関わる教育の充実

③社会性の育成（学級活動、児童会活動、部活動、総合的な学習の時間、学校行事等）

④児童が主体となるいじめ防止等の活動（絆交流、あいさつ交流等）

⑤小中一貫教育による中1ギャップ解消の取組

⑥日常的な職員間の連携・情報交換

(2) いじめ早期発見のための取組

①いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次の通り実施する。

- ・webQ Uの実施（3～6年生／6月、10月）
- ・児童対象のアンケート調査（「ふり返しカード」毎月第1週、「おうちの人と一緒にふり返しカード」年3回）
- ・児童対象の教育相談を通じた調査（「ふり返しカード」回収後随時）
- ・保護者対象のアンケート調査（11月、随時）

②いじめ相談体制

- ・児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談窓口の設置と周知を図るなど、相談体制を整備する。
- ・スクールカウンセラーや市教育センター職員等と直接的な連携を図る。

③教職員の資質向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

(3) いじめへの即時対応の取組

いじめ・不登校対策委員会を中心として、組織的な対応を即時に行う。

いじめを受けている児童を徹底して守り通す。いじめを行っている児童に対しては、毅然とした態度で指導すると共に、当該児童が抱えている問題とその心に寄り添いながら、いじめの非に気付かせ、謝罪の気持ちをもてるようにする。

①組織を活用した状況調査

- ＊「いじめを受けている児童」「いじめを行っている児童」「周りにいた児童」等から話を聞き、正確な事実確認・把握に努める。

②いじめを受けている児童の保護

③いじめを行っている児童への指導

④いじめを受けている児童の保護者への対応

⑤いじめを行っている児童の保護者への対応

⑥その他の児童への対応

⑦市教育委員会への報告

(4) いじめへの対応

いじめは、謝罪をもって安易に解消とはせず、少なくとも次の2つの要件が満たされていることを慎重に見極める。

①いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

（＊相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。）

②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた児童本人及び保護者に面談等で確認し、いじめの行為による心身の苦痛を感じていないことが認められること。

これら2つの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。「解消している」状態に至った場合でも、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、職員は日常的に注意深く観察を続ける。

3 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

①いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

ア 児童が自殺を企図した場合

イ 身体に重大な傷害を負った場合

ウ 金品等に重大な被害を被った場合

エ 精神性の疾患を発症した場合 等を想定

②いじめにより、児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

＊相当の期間とは年間30日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、重大事態の可能性を想定する。

③その他、学校や市教育委員会が重大事態と判断する場合。

(2) 重大事態発生時の対応

市教育委員会へ報告し、その事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。

① 学校が調査主体となった場合の対応

ア いじめ防止等の対策のための組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて専門家を加えた組織による調査の体制を整える。

イ 組織による事実関係を明確にするための調査を実施する。

ウ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。

エ 調査結果を市教育委員会に報告する。

オ 市教育委員会の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。

②学校の設置者が調査主体となった場合の対応

設置者の調査組織に必要な資料の提出など、調査に協力する。

(3) その他

児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

4 いじめの防止等のための年間計画 「水沢小学校いじめ防止プログラム」

月	教職員の取組	児童対象	保護者・地域住民 対象
4	○学校いじめ防止基本方針の検討と共通理解 ○児童情報交換 ○学級開き ○小中一貫教育の推進（通年） ○いじめ対策委員会の開催（通年：随時+月1回を基本） ○グランドデザイン、学校評価計画、学級・学年・活動の確認	○いじめ見逃しゼロスクール等の人権教育の充実（通年） ○入学式 ○年間計画づくり ○学級開きとルールづくり ○小中一貫教育、たてわり活動、あいさつ運動、（通年）	○いじめ見逃しゼロ県民運動、あいさつ運動（通年） ○入学式 ○いじめ防止基本方針の説明（PTA総会等） ○学校と連携した小中一貫教育の推進（通年） ○PTA活動の充実（通年）
5	○児童の情報交換	○振り返りアンケート ○運動会	○学校公開（運動会等）
6	○児童の情報交換	○お家の人といっしょに振り返りアンケート① ○webQ-U①（1～6年） ○教育相談① ○いじめ見逃しゼロ強調月間 ○全校遠足（縦割り班）	○振り返りアンケート結果及びwebQ-Uについて発信
7	○学校評価（前期） ○児童の情報交換	○1学期の振り返り ○学習発表会（2・3・6年）	○学年学級懇談会 ○学習発表会・学習参観（学校公開）
8	○生活指導研修・情報交換 ○学校評価（前期）	○家庭・地域での活動の充実	○家庭・地域での健全育成
9	○児童の情報交換	○中学校体験入学 ○親善陸上大会 ○振り返りアンケート	
10	○生活指導研修 ○児童の情報交換	○いじめ見逃しゼロ強調月間 ○学習発表会（1・4・5年）	○学習発表会・学習参観（学校公開）
11	○児童の情報交換	○水小祭 ○お家の人といっしょに振り返りアンケート② ○webQ-U②（1～6年） ○教育相談②	○いじめ見逃しゼロ絆交流 ○個別懇談 ○学習参観（学校公開） ○振り返りアンケート結果及びwebQ-Uについて発信
12	○学校評価（後期） ○生活指導研修 ○児童の情報交換	○人権週間における取組 ○2学期の振り返り ○振り返りアンケート	○人権週間
1	○学校評価（後期） ○児童の情報交換 ○取組評価アンケート検証	○学習参観（人権教育） ○振り返りアンケート	○各種スキー大会への支援
2	○学校評価（後期） ○児童の情報交換	○親善、市民スキー大会 ○お家の人といっしょに振り返りアンケート③ ○雪像づくり ○卒業・進級に向けた取組 ○下学年学習発表会	○親善、各種スキー大会支援 ○広報活動 ○学年学級懇談会 ○振り返りアンケート結果 ○下学年学習発表会
3	○学級仕舞い ○児童の情報交換	○年度の振り返り ○学級仕舞い○卒業式	○卒業式

いじめ発生時の措置（フローチャート）

